

※同時記者発表 高松サンポート記者クラブ／徳島県政記者クラブ／池田記者クラブ／
四国中央記者クラブ／高知新聞社嶺北支局

よしの がわすい けい か せんせい び けい かく
～『吉野川水系河川整備計画（変更原案）』公表～

「吉野川水系河川整備計画」の変更原案を公表し、関係住民の方々に意見を伺います

◇四国地方整備局では、「吉野川学識者会議」（平成27年11月、平成28年3月）において、平成21年8月に策定した吉野川水系河川整備計画「吉野川の河川整備（国管理区間）」（但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く）（以下、「河川整備計画」という。）の点検結果の報告を行い、会議における意見を踏まえ河川整備計画を変更することとしました。

《吉野川水系河川整備計画の点検報告については、徳島河川国道事務所ウェブサイト <http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/yoshinoriver/tenken/tenken.htm> をご覧下さい。》

◇この度、河川整備計画の変更を行うため、吉野川水系河川整備計画「吉野川の河川整備（国管理区間）」【変更原案】（以下、「変更原案」という。）を作成しましたので公表します。

◇今後、パブリックコメントによって変更原案に対する意見を広く一般の方々から募集し、河川整備計画の変更を進めてまいります。

本施策は、四国圏広域地方計画「NO.1南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災向上プロジェクト」の取組に該当します。

【問い合わせ先】

◆総合的なお問い合わせ

国土交通省 四国地方整備局 電話：087-851-8061
河川部 河川計画課 建設専門官 山本 卓男（内線 3613）

◆河川整備計画の変更に関するお問い合わせ

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
電話：088-654-2211（代表） 088-654-9611（直通）

河川調査課長 梶取 真一（内線 351）

吉野川ダム統合管理事務所 電話：0883-72-3000

調査課長 中山 正一（内線 351）

吉野川水系河川整備計画(変更原案)の公表及び意見募集について

このたび、河川整備計画の変更を行うため、吉野川水系河川整備計画「吉野川の河川整備(国管理区間)【変更原案】(以下、「変更原案」という。)を作成しましたので公表します。主な変更内容は別紙-1に示すとおりです。

今後、下記のとおり変更原案に対する意見を広く一般の方々から募集し、ご意見を集約したのち、対応方針を検討のうえ、できうる限り吉野川水系河川整備計画(変更案)に反映いたします。

パブリックコメント

(1)募集期間 平成29年6月9日(金)から平成29年7月10日(月)

(2)意見提出方法 郵送、FAX、Eメール、ウェブサイト、投入箱

※1 変更原案の入手方法等は別紙-2のとおり

※2 パブリックコメントの詳細は、別紙-3のとおり

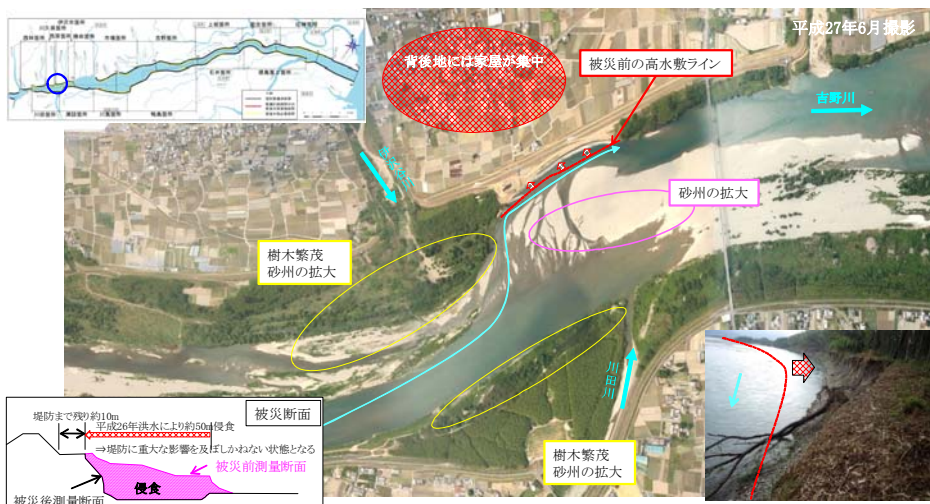
吉野川水系河川整備計画【変更原案】のポイント

➢ 吉野川水系河川整備計画【変更原案】は、主に以下に示す①～③の内容を追加し作成しています。

- (1)近年の洪水による侵食被害への対応
- (2)大規模地震・津波への対応
- (3)気候変動への対応

(1)近年の洪水による侵食被害への対応

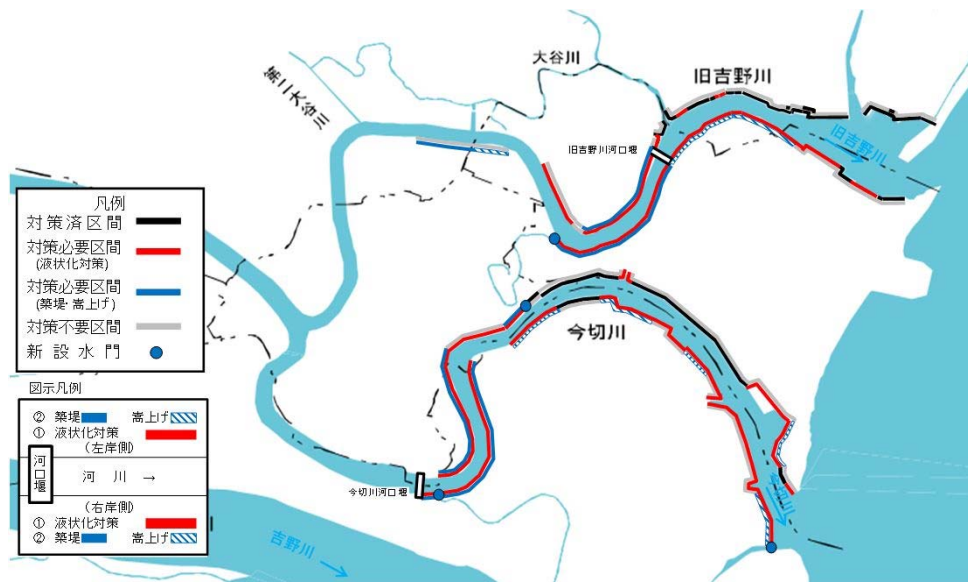
- 吉野川では、度重なる洪水等による砂州の固定化・拡大、樹林化、河床低下に伴い、低水路からの側方侵食、洗掘や堤防のり面、のり尻付近の侵食が発生しています。
- また、近年では砂州の固定化・拡大、樹林化、濡筋の河床低下に起因する偏流が発生し、大規模な侵食被害が発生しています。
- このため堤防強化に加え、偏流を是正するため、堤防へ向かう流水の流れの改善に向けた、樹木伐採や河道掘削が一体となった対策を実施することを河川整備計画へ追記します。



平成26年に発生した吉野川西原箇所での侵食被害

(2)大規模地震・津波への対応

- 今後予想される南海トラフ巨大地震等に備え、整備計画策定後に発生した東日本大震災の被災状況などを踏まえ、大規模地震・津波対策として堤防等の耐震対策等を早急に必要な実施する必要があります。
- 「計画津波(※)」に対する被害を軽減するため、堤防等の整備に加え、地質調査、最新の知見及び基準を用いた耐震堤防検討によって、液状化等により被災する可能性のある堤防等について必要な対策を実施することを河川整備計画へ追記します。



計画津波に対する地震・津波対策必要区間

(※)最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす規模の津波。(数十年～百数十年に一度程度の発生。吉野川ではマグニチュード8.6程度の地震を想定)

(3)気候変動への対応を追加

- 今後水災害がさらに頻発化・局地化・激甚化する懸念を踏まえ、施設能力を上回る洪水に対して、ハード・ソフトの両面から浸水被害軽減及び危機管理対応を図ることを河川整備計画へ新たに追加します。

吉野川水系河川整備計画（変更原案）の閲覧および入手について

1. インターネットによる閲覧（資料の入手）

変更原案は、平成29年6月9日（金）より、下記のウェブサイトにおいて、資料の閲覧、入手が可能です。また、「意見募集フォーム」によりご意見の入力が可能です。

【吉野川水系河川整備計画ウェブサイト】

http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/yoshinoriver/top_index.html

2. 閲覧場所での閲覧

平成29年6月12日（月）から7月10日（月）まで、以下の場所において、資料の閲覧が可能です。（午前9時から午後5時まで閲覧が可能。ただし土曜日・日曜日・祝日を除く）

- ・ 国土交通省四国地方整備局 8階 情報公開室
（香川県高松市サンポート3-33）
- ・ 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 1階 情報発信室
（徳島県徳島市上吉野町3-35）
- ・ 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所吉野川鴨島出張所
（徳島県吉野川市鴨島町喜来字乗島529-5）
- ・ 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所吉野川上板出張所
（徳島県板野郡上板町瀬部字鳥屋267-2）
- ・ 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所吉野川貞光出張所
（徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出91-1）
- ・ 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所吉野川美馬出張所
（徳島県美馬市美馬町字喜来市65-3）
- ・ 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所旧吉野川出張所
（徳島県板野郡藍住町奥野字乾126-32）
- ・ 国土交通省四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所 1階 広報コーナー
（徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1）
- ・ 国土交通省四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所
柳瀬ダム管理支所（愛媛県四国中央市金砂町小川山乙1623-1）
- ・ 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所 1階 広報コーナー
（徳島県三好市井川町西井川68-1）
- ・ 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所
吉野川砂防出張所（高知県長岡郡本山町本山1010-2）
- ・ 独立行政法人水資源機構吉野川本部 高松天神前ビル7階 閲覧コーナー
（香川県高松市天神前10-1）

- ・ 独立行政法人水資源機構旧吉野川河口堰管理所1階
事務グループ 室内閲覧場所（徳島県徳島市川内町榎瀬841）
- ・ 独立行政法人水資源機構池田総合管理所3階 閲覧コーナー
（徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1）
- ・ 独立行政法人水資源機構早明浦ダム・高知分水管理所1階 閲覧コーナー
（高知県土佐郡土佐町田井6591-5）
- ・ 独立行政法人水資源機構新宮ダム管理所2階 玄関
（愛媛県四国中央市新宮町大字馬立1144）
- ・ 独立行政法人水資源機構富郷ダム管理所1階 閲覧コーナー
（愛媛県四国中央市富郷町津根山353-6）

その他、関係機関、流域内市町での閲覧も予定しており平成29年6月14日（水）までに閲覧場所をウェブサイトに掲載します。

吉野川水系河川整備計画変更に対するご意見の聴取について

吉野川水系河川整備計画（変更原案）に対するパブリックコメント

(1) 意見聴取対象：

吉野川水系河川整備計画 「吉野川の河川整備（国管理区間）」【変更原案】

(2) 募集期間：平成29年6月9日（金）から平成29年7月10日（月）

(3) 意見の提出方法

1) 提出方法

①郵送 ②FAX ③Eメール ④ウェブサイト ⑤投入箱

2) 記入事項

- ①住所（お住まいの市町名まで）
- ②職業（企業・団体の場合は不要）
- ③年齢（企業・団体の場合は不要）
- ④性別（企業・団体の場合は不要）
- ⑤ご意見

3) 提出先

①郵送の場合

宛先：〒770-8554 徳島県徳島市上吉野町3丁目35

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所
吉野川水系河川整備計画担当 宛

郵送される方は閲覧場所に意見募集用紙がありますので、ご確認
下さい。また、ハガキなどの自由様式の郵送も受け付けています。

②FAXの場合：088-654-9177

③Eメールの場合：skr-tokusa63@mlit.go.jp

④ウェブサイト内での書き込みの場合

<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/yoshinoriver/henkou/henkou.htm>

⑤投入箱 国土交通省事務所閲覧場所の投入箱に投函下さい。

【投入箱設置場所】

・四国地方整備局8階情報公開室

(香川県高松市サンポート3-33)

・四国地方整備局徳島河川国道事務所1階 情報発信室

(徳島県徳島市上吉野町3-35)

- ・ 四国地方整備局四国山地砂防事務所 1 階 広報コーナー
(徳島県三好市井川町西井川68-1)
- ・ 四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所 1 階 広報コーナー
(徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1)

(4) 注意事項

- ①ご意見は日本語でご提出ください。
- ②郵送、FAXの場合は、別紙意見提出様式にご記入ください。
- ③電話でのご意見は受け付けておりません。
- ④提出いただいたご意見につきましては、公開する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
- ⑤提出いただいたご意見につきましては、十分検討のうえ、できうる限り吉野川水系河川整備計画（変更案）に反映いたします。
- ⑥提出いただいたご意見につきましては、とりまとめのうえ公表します。
- ⑦皆様からいただいたご意見に対しては、四国地方整備局の考え方を付して公表します。
- ⑧皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ⑨期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・ 個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容
- ⑩住所等の個人情報については、適切な方法で厳重に管理し、本目的以外には一切使用いたしません。

吉野水系河川整備計画（変更原案）に対する意見

吉野川水系河川整備計画（変更原案）について、以下の通り意見を提出します。

年 齢	①10代 ・ ②20代 ・ ③30代 ・ ④40代 ⑤50代 ・ ⑥60代 ・ ⑦70代以上	性 別	男 ・ 女
住 所	①徳島市 ・ ②鳴門市 ・ ③吉野川市 ・ ④阿波市 ・ ⑤美馬市 ⑥三好市 ・ ⑦佐那川内村 ・ ⑧石井町 ・ ⑨神山町 ・ ⑩松茂町 ⑪北島町 ・ ⑫藍住町 ・ ⑬板野町 ・ ⑭上板町 ・ ⑮つるぎ町 ⑯東みよし町 ・ ⑰さぬき市 ・ ⑱東かがわ市 ・ ⑲三木町 ⑳新居浜市 ・ ㉑四国中央市 ・ ㉒高知市 ・ ㉓南国市 ・ ㉔香美市 ㉕本山町 ・ ㉖大豊町 ・ ㉗土佐町 ・ ㉘大川村 ・ ㉙いの町 ㉚徳島県内 ・ ㉛香川県内 ・ ㉜愛媛県内 ・ ㉝高知県内 ㉞その他（ ）		
職 業	①会社員 ・ ②自営業 ・ ③農業 ・ ④漁業 ・ ⑤学生 ・ ⑥無職 ・ ⑦その他（ ）		

吉野川水系河川整備計画（変更原案）に対するご意見・ご質問

＜注意事項＞

ご意見は日本語でご記入下さい。なお、電話でのご意見は受け付けておりません。

●ご意見等の取り扱いについて

- ・提出いただいたご意見につきましては、公開する場合がありますのであらかじめご了承下さい。
- ・提出いただいたご意見につきましては、十分検討のうえ、できる限り吉野川水系河川整備計画（変更案）に反映いたします。
- ・提出いただいたご意見につきましては、とりまとめのうえ公表します。
- ・皆様から頂いたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- ・期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。（個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容、個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容、個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容、法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容、営業活動等営利を目的とした内容）
- ・住所等の個人情報については、適切な方法で厳重に管理し、本目的以外には一切使用いたしません。

郵送・FAX
の送付先

〒770-8554 徳島市上吉野町3丁目35
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
吉野川水系河川整備計画担当 宛
FAX : 088 - 654 - 9177